

ISO14001:2004		略号:	タイトルと同じ、(要求事項)、この規格、 S(組織) 、MR(マネジメントレビュー)、 TM(トップマネジメント) 、EMS(環境マネジメントシステム)、 KSS(活動、製品、サービス) 、(文書化された) 手順 、&、or																					
-	序文	13	<ul style="list-style-type: none"> ・S(組織):KSSへの影響を管理してパフォーマンスを達成、実証への関心の高まり ・S:EMSの普及は法規制、経済的政策、環境問題へのRKの関心の高まりが背景 ・S:KP評価の効果的なレビュー、監査用に実施。これを体系化されたMSの中で実施&統合する必要 ・EMS規格はSの目標達成のため、他の経営上のと統合できるEMSの諸要素を提供する意図あり ・(この規格)のアプローチの基本は図1(PDCA)、全ての階層&部門、特に最高経営層の関与が重要 ・:1996年版からの明確化に焦点&ISO9001(QMS)との両立性を考慮 ・:附属書Aと項番号をあわせた。附属書BはEMS,QMS双方からの対応を示す。 ・EMSの認証/登録&/or自己宣言に利用可。EMSを上手く実施し利害関係者(RK)の納得を得る。(参考)・PDCAとプロセスアプローチに言及。QMSで推奨しており、2つの方法論は両立性あり ・:客観的に監査できる だけ。広範なEMSについては手引としてJISQ14004 ・:KHの法規制等の順守、汚染の予防&継続的改善に対するコミットメントを規定。 ・EMS:KMの達成用に、経済的に実行可能な場合、最良利用可能技術(EVABAT)の適用を考慮要 ・(この規格)は品質、労働安全衛生、財務、リスクなどのMSの は含まないが、統合は可能 ・EMSの詳細さ、複雑さの水準、文書類の範囲&資源はSの適用範囲、規模&KSSに依存 	明確化																				
1..	適用範囲	8 (~6)	<ul style="list-style-type: none"> ・(この規格)は、方針&目標を策定、実施できるように、EMSの要求事項()を規定 ・は、Sが管理できるもの&影響を及ぼすことができるとして特定する環境側面(KS)に適用 ・自体は環境パフォーマンス(KP)基準には言及しない ・は、次を行うどのSにも適用可 ・EMSを確立し、実施し、維持し、改善する。 ・表明した環境方針(KH)との適合を自ら確信する。 ・との適合を次により示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・自己決定し、自己宣言する。 ・顧客等利害関係をもつ人orグループによる適合確認を求める ・外部の人orグループによる自己宣言の確認を求める ・外部組織によるEMSの認証/登録を求める ・すべての要求事項()はどのEMSにも取り入れ可能。 ・適用の範囲はSの環境方針(KH)、活動の性質&運用状況等に依存。 ・また、(この規格)には附属書Aの参考手引あり。 (参考)・(この規格)の対応国際規格はISO14001:2004 	明確化 順序追加 追加順序																				
2..	引用規格		なし																					
3..	定義 (略号2)	20	<table border="0"> <tr> <td>・監査員</td> <td>・継続的改善(KK)</td> <td>・是正処置</td> <td>・文書</td> </tr> <tr> <td>・環境(enviroment)</td> <td>・環境側面(KS)</td> <td>・環境影響(KE)</td> <td>・環境マネジメントシステム(EMS)</td> </tr> <tr> <td>・環境目的(KM)</td> <td>・環境パフォーマンス(KP)</td> <td>・環境方針(KH)</td> <td>・環境目標</td> </tr> <tr> <td>・利害関係者(RK)</td> <td>・内部監査</td> <td>・不適合(nonconformity)</td> <td>・組織(S)</td> </tr> <tr> <td>・予防処置</td> <td>・汚染の予防(OY)</td> <td>・手順(procedure)</td> <td>・記録(record)</td> </tr> </table>	・ 監査員	・ 継続的改善(KK)	・ 是正処置	・ 文書	・ 環境(enviroment)	・ 環境側面(KS)	・ 環境影響(KE)	・ 環境マネジメントシステム(EMS)	・ 環境目的(KM)	・ 環境パフォーマンス(KP)	・ 環境方針(KH)	・ 環境目標	・ 利害関係者(RK)	・ 内部監査	・ 不適合(nonconformity)	・ 組織(S)	・ 予防処置	・ 汚染の予防(OY)	・ 手順(procedure)	・ 記録(record)	7つ追加
・ 監査員	・ 継続的改善(KK)	・ 是正処置	・ 文書																					
・ 環境(enviroment)	・ 環境側面(KS)	・ 環境影響(KE)	・ 環境マネジメントシステム(EMS)																					
・ 環境目的(KM)	・ 環境パフォーマンス(KP)	・ 環境方針(KH)	・ 環境目標																					
・ 利害関係者(RK)	・ 内部監査	・ 不適合(nonconformity)	・ 組織(S)																					
・ 予防処置	・ 汚染の予防(OY)	・ 手順(procedure)	・ 記録(record)																					
4..	EMS要求事項		<ul style="list-style-type: none"> ・S(組織):EMSを確立し、文書化し、実施し、維持し継続的改し、どのように を満たすかを決定する。 																					
4.1	一般要求事項	2 (~e)	<ul style="list-style-type: none"> ・S:EMSの適用範囲を定め、文書化 ・EMS適用範囲も設定と文書化 ・境界を明確化、特にSの一部に適用の場合 ・範囲内のSSKの全てがEMSの対象 ・EMS境界の選択が信頼性の鍵 ・システムから除外する部分はその説明を 	明確化 5項目はA1																				

色の区分について:英文では **赤字**:主語 **青字**:述語(動詞) **緑字**:キーワード **紫字**:2004版で追加 を示す。

4.2	環境方針	1 (~g)	<ul style="list-style-type: none"> ・TM(トップマネジメント): Sの環境方針(KH)を定め、定めたEMSの範囲内で次を確実に ・Sの活動、製品&サービス(KSS)の性質、規模&環境影響(KE)に対し適切 ・継続的改善(KK) & 汚染の予防(OY)に関するコミットメントを含む ・環境側面に関連して適用可能な法規制 & Sが同意するその他の を順守するコミットメントを含む ・環境目的(KM) & 目標を設定し、レビューする枠組みを与える ・文書化、実行、維持 ・組織(S)で働くor組織(S)のために働くすべての人に周知 ・一般の人が入手可能 	定める	明確化 明確化
4.3	計 画	3 (~b)	<ul style="list-style-type: none"> ・S: 次の事項に関わる手順を確立、実施、維持 ・EMSの適用範囲の中で、KSSについてSが管理できるKS & 影響影響を及ぼすことができるKSを特定 <ul style="list-style-type: none"> ＊ 計画中or新規の開発又は新規のor変更されたKSを考慮 ・環境に著しい影響を持つor持つ可能性のある側面を決定 ・S: この情報を文書化、最新化 ・S: EMSを確立し、実施し、維持する上で著しいKSを確実に考慮に入れる (A3.1参照) (A3.1) 影響を及ぼせる側面(利用する物品・サービス)を考慮 : 直接的な管理以外に <ul style="list-style-type: none"> ・設計 & 開発 ・製造プロセス ・包装 & 輸送 ・請負者、供給者の環境パフォーマンス & 業務遂行 ・廃棄物管理 ・原材料 & 天然資源の採取 & 運搬 ・運搬、使用 & 使用後の処理 ・野生生物 & 生物多様性 	手順 文書化	明確化 明確化
	2.法的 & その他の	2 (~b)	<ul style="list-style-type: none"> ・S: 次の事項に関わる手順を確立、実施、維持 ・KSに関連して適用可能な法的 & 組織が同意するその他の を特定し参照 ・これらの をSのKSにどのように適用するかを決定 ・S: EMSの確立・実施・維持に際して適用可能な を確実に考慮に入れる 	手順	明確化
	3.目的、目標 & 実施計画	6 (~c) (~e)	<ul style="list-style-type: none"> ・S: S内の各部門 & 階層で、文書化された環境目的(KM) & 目標を設定、実施、維持 ・目的、目標は実施できる場合、測定可能 ・目的 & 目標は、以下のコミットメントを含め、環境方針(KH)に整合 <ul style="list-style-type: none"> ・汚染の予防(OY) ・法的 & その他の の順守 ・継続的改善(KK) ・S: 目的を設定 & レビューする時、以下を考慮に入れる <ul style="list-style-type: none"> ・法的等 、 ・著しいKS、 また以下を考慮 ・技術上の選択肢 ・財政上、運用上 & 事業上の ・RKの見解 ・S: 目的 & 目標達成のための実施計画を策定、実施、維持 ・実施計画には次を含む <ul style="list-style-type: none"> ・関連する部門 & 階層における目的 & 目標達成のための責任の明示 ・目的 & 目標達成のための手段 & 日程 	設定 策定	統合 & 明確化

4.4 実施運用	1.資源、役割、責任&権限	5 (~d) (~b)	<ul style="list-style-type: none"> ・TM(トップマネジメント):EMS確立、実施、維持、改善に不可欠な資源を確実に利用できるように ・資源には以下を含む <ul style="list-style-type: none"> ・人的資源&専門的な技能、 ・Sのインフラストラクチャー ・技術、 ・資金 ・効果的な環境マネジメント実施のため、役割、責任&権限を定め、文書化&周知 ・TM: 特定の管理責任者(複数も可)を任命 ・管理責任者は次の役割、責任&権限を他の責任にかかわりなく持つ <ul style="list-style-type: none"> ・EMの要求事項()が確立、実施、維持されることを確実にする ・改善の提案を含め、レビューのために、TMにEMSのパフォーマンスを報告 	文書化	両立
	2.力量、教育訓練&自覚	5 (~d)	<ul style="list-style-type: none"> ・S: 著しいKKSの原因となる可能性をもつ全ての作業者が適切な教育訓練or力量を確実に ・S: また、これに伴う記録を保持 ・S: KS&EMSに伴う教育訓練のニーズを明確にする ・S: ニーズを満たすために教育訓練を提供orその他の処置をとり、記録を保持 ・S: Sで働くor組織のために働く人々に次の事項を自覚させる手順を確立、実施、維持 <ul style="list-style-type: none"> ・KH&手順&EMSの に適合することの重要性 ・自分の仕事に伴う著しいKKS&関係する顕在or潜在のKE、&各人の作業改善による環境上の利点 ・EMS との適合を達成するための役割&責任 ・規定された手順から逸脱した際に予想される結果 	記録 手順	明確化
	3.コミュニケーション	3 (~b)	<ul style="list-style-type: none"> ・S: KS&EMSに関し、次の事項に関わる手順を確立し、実施し、維持 <ul style="list-style-type: none"> ・組織の種々の階層&部門間での内部コミュニケーション() ・外部の利害関係者(RK)からの関連するコミュニケーションについて受け付け、文書化、対応 ・S: 著しいKKSについて外部 を行うかを決定し、その決定を文書化 ・S: 外部 を行うと決定した場合、この外部 の方法を確立し実施 	手順 文書化 確立	明確化
	4.文書類	1 (~e)	<ul style="list-style-type: none"> ・EMSの文書には次の事項を含める <ul style="list-style-type: none"> ・環境方針、目的&目標 ・EMSの適用範囲の記述 ・EMSの主要な要素、その相互作用の記述&関係文書の参照 ・この規格が要求する、記録を含む文書 ・著しいKKSのプロセスの運用等を確実化のため、組織が計画・運用に必要なと定めた、記録を含む文書 (A4.4) 判断基準 <ul style="list-style-type: none"> ・文書化しなかった場合に起こること ・順法を実証する必要性 ・活動が整合して実施される必要性 ・規格の要求を含め実施、維持、改訂を容易にし、リスクを低減でき、目で見られる 	文書化 文書・記録 文書・記録	両立
5.文書管理	2 (~g)	<ul style="list-style-type: none"> ・EMS& で必要な文書を管理。記録は文書の一種であるが、4.5.4により管理 ・S: 次の事項に関わる手順を確立、実施、維持 <ul style="list-style-type: none"> ・発行前に適切かどうか文書を承認 ・文書をレビュー。また、必要に応じて更新・再承認 ・変更の識別、現在の改訂版の識別を確実に ・該当する文書の適切な版が必要なところで使用可能な状況を確実に ・文書は読みやすく、容易に識別可能な状態を確実に ・EMSの計画・運用に必要な外部からの文書を明確にし、配布管理を確実に ・廃止文書が誤って使用されない。これらを何らかの目的で保持する場合、適切な識別をする 	手順	両立	
	6.運用管理	1 (~c)	<ul style="list-style-type: none"> ・S: 方針、目的&目標に整合して特定された著しいKKSに関する運用を明確にし、計画 (A4.6) 運用管理ではSのシステム上の を日々の運用にどのように組み込むかを示すので、 <ul style="list-style-type: none"> ・手順がないとKH&目的&目標から逸脱する状況の管理のため、手順を確立し、実施し、維持 ・その手順には運用基準を明記 ・特定された著しいKKSの手順を確立・実施・維持、&供給者等に手順& を伝達 	手順 手順 手順 手順	
	7.緊急事態への準備&対応	4	<ul style="list-style-type: none"> ・S: 潜在的な &事故を特定のため、また対応のための手順を確立・実施・維持 ・S: 顕在した や事故に対応し、それらに伴う有害な環境影響を予防・緩和 ・S: __手順を定期的に、また特に事故or の発生後にはレビューし、必要に応じ改訂 ・S: 実施可能な場合には、手順を定期的にテストする 	手順	明確化

4.5	点検	3	<ul style="list-style-type: none"> ・S: 運用の鍵となる特性を定常的に のための手順を確立、実施、維持 ・この手順には、KP、適用可能な運用管理 &、目的 & 目標との適合を監視する情報の文書化を含む ・S: 校正or検証された 機器が使用され、維持されることを確実にし、その記録を保持 	手順 文書化 記録	明確化
	2.順守評価	2	<ul style="list-style-type: none"> ・S: 適用可能な法規制順守を定期的に評価用の手順を確立、実施、維持し、結果の記録を保持 ・S: 自らが同意するその他の 順守を定期的に評価し、結果の記録を残す。(手順は自由) 	手順・記録	明確化 項追加
	2.1.				
	2.2.				
	3.不適合並びに是正処置 & 予防処置	4	<ul style="list-style-type: none"> ・S: 顕在 & 潜在的の不適合対応のため、& 是正・予防処置の手順を確立、実施、維持 ・手順は以下に対する を定める <ul style="list-style-type: none"> ・不適合を特定し、修正し、それらの環境影響の緩和処置をとる ・不適合を調査し、原因を特定し、再発防止処置をとる(是正処置) ・不適合を予防する処置の必要性を評価し、発生を防ぐ適正な処置の実施(予防処置) ・とられた是正処置及び予防処置の結果を記録 ・とられた是正処置及び予防処置の有効性をレビュー ・とられた処置は、問題の大きさ & 生じたKEに見合うこと ・S: いかなる必要な変更もEMS文書に確実に反映する 	手順 記録 レビュー	明確化
4.記録	3	<ul style="list-style-type: none"> ・S: SのEMS&この規格の への適合 & 達成した結果を実証するのに必要な記録を作成・維持 ・S: 環境記録の識別、保管・保護・検索・保管期間 & 廃棄についての手順を確立、実施、維持 ・ は読みやすく、識別可能で追跡可能な状態を保つこと 	記録 手順	両立	
5.内部監査	3	<ul style="list-style-type: none"> ・S: 次のためにあらかじめ定められた間隔でEMSの を確実に実施 (~b) a) EMSについて次の事項を決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ の を含め、EM用に計画された取り決めに適合しているか ・ 適切に実施され、維持されているか b) 監査結果に関する情報を経営層に提供 ・ 監査プログラムは環境上の重要性 & 前回までの監査結果を考慮して計画、策定、実施、維持 (~b) ・以下に対処する監査手順を確立、実施、維持 <ul style="list-style-type: none"> - 監査計画 & 実施、結果の報告 & 記録の保持に関する責任 & - 監査基準、適用範囲、頻度 & 方法の決定 ・監査員の選定 & 監査の実施では、監査プロセスの客観性 & 公平性を確保 	手順	両立	
4.6	マネジメントレビュー (MR)	5	<ul style="list-style-type: none"> ・TM: EMSが引き続き適切で、妥当で、有効を確実化のため、予め定められた間隔でEMSをレビュー ・レビューは方針、目標を含むEMSの改善の機会 & 変更の必要性の評価を含む ・MRの記録は保持 (~h) ・レビューへのインプット(IP)は次を含む <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査 & 法的 など順守評価の結果 ・外部利害関係者からのコミュニケーション ・組織(S)の環境パフォーマンス ・目的・目標を達成されている程度 ・是正処置 & 予防処置の状況 ・前回までのMRの結果に対するフォローアップ ・法的等 を含む変化している周囲の状況 ・改善のための提案 ・レビューからのアウトプット(OP)は次を含む ・KKへのコミットメントと首尾一貫させ、方針、目的・目標 & その他EMS要素の変更に関する全ての決定 & 処置 	記録	両立

ISO14000(EMS)の関連図

